

道路の健全な通行について

◆道路上にはみ出している樹木の伐採をお願いします

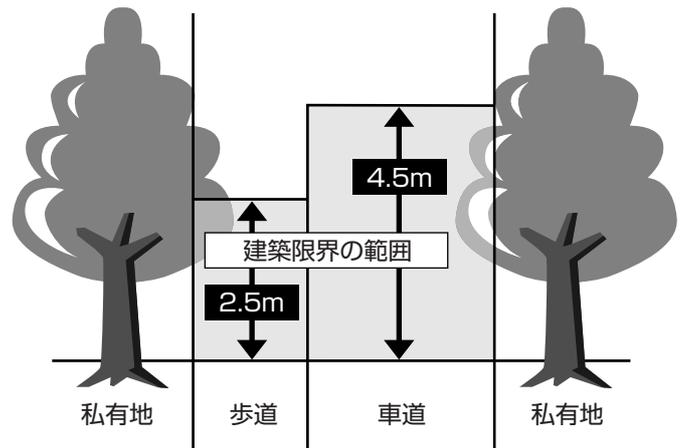
8月の台風により倒木が多く発生しました。

町管理道路に倒れた樹木については、住民生活に支障をきたすため取り除きを行いました。道路上に鉢植えなどが置かれている箇所や、私有地から道路や歩道に樹木や枝がはみ出して、歩行者や自転車、自動車などの通行に支障となっている箇所があります。

箇所によっては歩行者や通行車両の事故につながる恐れがありますので、事故を未然に防ぐためにも、建築限界を守り、はみ出している樹木の伐採や鉢植えなどの移動にご協力をお願いします。

◆建築限界とは

道路法第30条および道路構造令第12条では、道路を安全に通行するため、車道の上空4.5m、歩道の上空2.5mの範囲に、通行の障害になる物(樹木・看板など)は置いてはならないと規定されています。



◆ご注意ください

私有地の生垣や庭木などからの倒木や道路上に張り出した枝の落下などにより、通行中の歩行者や車両などが損傷する事故が発生した場合、樹木の所有者が賠償を問われる場合があります。

○お問い合わせ

本庁まちづくり課 土木係

☎ 43-2115 (課直通)

四国横断自動車道 佐賀～四万十間 における道路計画に関する 第2回 アンケート調査

四国横断自動車道 佐賀～四万十間 の道路計画の策定にあたり、地域の皆さまや道路を利用される方からご意見をお聞かせいただき、道路計画に反映するためアンケートを行いますので、ご協力をお願いいたします。

アンケート用紙を配布する施設

- ①道の駅なぶら土佐佐賀(黒潮町)
- ②道の駅ピオスおおがた(黒潮町)
- ③黒潮町役場本庁(黒潮町)
- ④物産館サンリバー四万十(四万十市)
- ⑤四万十市本庁(四万十市)
- ⑥トンボ王国あきつお(四万十市)
- ⑦道の駅めじかの里土佐清水(土佐清水市)
- ⑧道の駅大月(大月町)
- ⑨道の駅すくも(宿毛市)

アンケート内容

ルート帯(案)※及びインターチェンジの位置を考える際に重視する点について
※ルート帯(案)とは、計画する道路が概ね通過すると考えられる範囲を幅で示したものです。

アンケート対象者・実施方法

アンケート対象者	実施方法
沿線住民の方・沿線の事業所	郵送にて配布 【配布地域】黒潮町(全世帯・全事業所に配布)、四万十市(旧中村市の全世帯・全事業所に配布)
その他の地域にお住まいの道路利用者	周辺の道の駅、観光施設にてアンケート用紙を配布 インターネット(WEB)アンケート

※四万十市とは、旧中村市にお住まいの方(事業所)を対象としております。旧西土佐村にお住まいの方(事業所)は、その他の地域にお住まいの道路利用者と同様の方法で回答できます。

アンケート期間 平成26年9月24日(水)～10月22日(水)

インターネットによる回答

中村河川国道事務所 検索
<http://www.skr.mlit.go.jp/nakamura/>



アンケートのお問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局
中村河川国道事務所 調査課 調査係
☎ 0880-34-7307